

入札制度に対する質問回答表

番号	質問日	質 問	回 答
1	2/13	石川県内での施工に際し、現場代理人に3か月以上の勤務実績を求められてると思いますが、昨今の事情から新規に求人が叶い（3か月未満）雇用された場合、現場代理人の変更はできますでしょうか。	<p>実際の工事に当たって受注者は、工事の継続性等に支障がないと認められる場合において下記のいずれかに該当する場合、発注者との協議により、技術者等を変更することができます。</p> <p>(1) 病休、退職、死亡、その他分任支出負担行為担当官が認める事由等による場合。</p> <p>(2) 受注者の責によらない理由により工事の中止がなされ又は工事内容の大幅な変更が発生し工期が延長された場合。</p> <p>(3) 工場から工場以外の場所へ工事の現場が移行する時点（橋梁等工場製作を含む工事の場合）。</p> <p>(4) 一つの契約工期が多年に及ぶ場合（大規模な工事の場合）。</p> <p>なお、監理技術者等と同様に、現場代理人においても直接的かつ恒常的な雇用関係が3ヶ月以上あることが必要です。</p>
2	2/13	石川県内復興JVの編成において、直近の等級での編成は可能という解釈になりますが、C等級とD等級は可という理解であってまじいでしょうか。	貴見のとおりです。
3	2/13	地域外からの労働者などの宿泊施設に限りがあるため、借家を改修した場合の改修費の補助などは 協議できますでしょうか。	対象としている間接費は敷地の借り上げ、民家等の借り上げ、ホテル宿泊代等の費用であるため民家の修繕費は対象外となります。